

鳥取県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（1、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成22年10月18日から平成23年1月14日まで
- 3 作業地域 鳥取市南隈、晩稲ほか